

紙類の排出・リサイクルについて

古紙は資源回収業者に依頼して、リサイクルしましょう。

新聞



コピー用紙



雑誌



段ボール



雑紙もリサイクルできます！（例）

- ・厚紙
- ・菓子箱
- ・紙ファイル
- ・紙袋
- ・カレンダー
- ・ティッシュ箱
- ・封筒
- ・トイレットペーパーの芯
- ・名刺
- ・メモ帳
- ・ポスター

- ・古紙は品目ごとに分別してリサイクル業者か一般廃棄物の処理業者へ委託しリサイクルしてください。
- ・機密文書も安全にリサイクルできる業者があります。
- ・建設工事や紙加工の製造業等、特定の事業活動に伴い発生した紙くずは、産業廃棄物です。
- ・紙類に付着しているビニールなどのプラスチック、クリップなどの金属類、綴じ紐などの繊維類等紙以外のものは除去してください。

※リサイクルできない紙類

- ・ろう引き段ボール（ワックス（ろう）を段ボールの表面に塗布し防水加工された段ボール）
- ・食品残渣のついた紙（ピザ・ケーキなどの食品を直接包装していた容器）
- ・防水加工されたもの（紙コップ、ヨーグルトの容器など）
- ・においのついた紙（洗剤の箱、線香の箱など）
- ・アルミコーティング紙（酒・豆乳のパックなど）
- ・パーチメント紙（クッキングシートなど）
- ・箔押しされた紙（金・銀の折り紙など）
- ・ハードカバーの表紙（百科事典など）
- ・汚れた紙（ティッシュ、おむつなど）
- ・緩衝材（かばんや靴などの詰め物）
- ・複合材（通信用緩衝封筒など）
- ・不織布（マスク、お手拭きなど）
- ・圧着はがき（公共料金の請求書）
- ・シール・粘着テープ
- ・合成紙（選挙ポスターなど）
- ・カーボン紙
- ・シュレッダー紙
- ・感熱紙（レシートなど）

資源回収業者の一覧